

相続税対策の養子は有効

節税目的でも有効という判決

相続税の節税を目的にした養子縁組が有効かが争われた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷(木内道祥裁判長)は今年1月31日、「節税のための養子縁組でも直ちに無効になるとは言えない」とする初判断を示し、無効とした2審・東京高裁判決を破棄する判決を言い渡し、有効とした1審・東京家裁判決が確定しました。節税目的の養子縁組は富裕層を中心に相続税対策として行われていますが、その現状に沿う判決となりました。

有効性が争われたのは、2013年に82歳で亡くなった福島県の男性と孫との養子縁組。男性は亡くなる前年、当時1歳だった長男の息子である孫と縁組をしました。それまで男性の法定相続人は長男と娘2人の3人でしたが、孫との縁組が有効なら4人となります。男性の死後、娘2人が「縁組は無効」と提訴しました。今回の訴訟では男性に縁組の意思があったかどうか争点となりました。

一審・東京家裁は、男性本人が縁組届を作成したとして有効と認定。二審・東京高裁は「税理士が勧めた相続税対策にすぎず、男性は孫との間に真実の親子関係を創設する意思はなかった」として無効と判断。孫側が上告しました。最高裁の第3小法廷は「節税の動機と縁組の意思は併存し得る」と指摘。縁組の意思があれば節税目的の養子縁組を認める初の判断を示したうえで、「男性に縁組の意思がないとはいえない」として孫との縁組は有効と結論づけました。すなわち相続税対策のための縁組でも有効とされ、縁組が無効となるのは当事者に縁組の意思がない場合などに限られるとしました。

養子を増やすとどれだけ節税効果があるか

相続税は相続財産の額が基礎控除額を超えた場合に課税されます。基礎控除額は法定相続人の数によって変動し、相続人が1人増えれば基礎控除額も600万円上がり、課税されない範囲が拡大されます。また、税率も相続人が増えるほど低率になるため、養子縁組には相続税の節税効果があるとされます。ただ、法定相続人になれる養子は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までという制限があります。

2015年1月の税制改正で、相続税が課税されない「基礎控除額」は、従来の「5,000万円+相続人数×1,000万円」(相続人が3人なら8,000万円)から「3,000万円+相続人数×600万円(=4,800万円)」に引き下げられました。国税庁によると、2015年に亡くなった約129万人のうち、相続税の課税対象となった人は約10万3,000人で、税制改正前だった前年に比べ約1.8倍となり、特に課税対象額が1億円以下の人が前年の約4倍となる約6万人に増えたとされます。

養子縁組にはどれだけの節税効果があるのでしょうか。下表の計算例を見てください。遺産が1億円で相続人が実子1人だけの場合と、養子1人を加えた法定相続人2人の場合の計算をしました。この事例では、養子を一人加えるだけで、税額が1,220万円から770万円と、450万円減ることになります。

	実子1人の場合	実子1人+養子1人
遺産総額	100,000,000	100,000,000
基礎控除	36,000,000	42,000,000
課税価格	64,000,000	58,000,000
相続税総額	12,200,000	7,700,000

基礎控除が600万円増え、
課税価格は600万円減る

一人当たりの税率も30%→15%に
下がり、節税効果は450万円